



### ◎内務省土木出張所長會議開會

去る二十八日午前十時から内務省會議室で、土木出張所長會議が開催された。會議の目的は例の失業救済國道改良事業執行に關する事項を協議するのであつた。第一日に附議されたことは(イ)實施設計の確定の相談であつて、大體に於て府縣から提出されたものに依るが土木局で修正意見を附したものは、實施に方つては其の修正を參酌することに決定し(ロ)工事の執行に關しては道路工事執行令に依つて工事を執行するのは當然であるが、失業救済の實を擧ぐる爲には成るべく直營の方法に依る、萬已むを得ないで請負に附する場合は土木局に協議することに決定し

(ハ)豫算の經理に關しては、豫算目の流用は勿論箇所毎に定まつた工事費を流用するときも土木局長へ協議することに決し(ニ)工區主任會議を開いて道路工事の執行方法及土地買収事務の打合せを爲すことに申合せ、東京横濱は四月二十五日に、名古屋は四月二十八日、大阪神戸は五月一日、下關は五月四日、仙臺は四月二十七日、新潟は四月三十日に開會し、其の會議には土木局員出張列席して協議することに確定した。

三月三十日内相官邸に於て引續き會議を開き、左の内務大臣の訓示があつた。

### 訓示

本日茲ニ各位ノ參集ヲ煩ハシマシタノハ、昭和六年度ニ於ケル政府直轄土木事業ノ執行ニ關シ種々打合ナリサムガ爲デアリマス。現内閣ハ組閣以來銳意財政ノ整理緊縮ニ努メ以テ財政經濟ノ基礎ヲ鞏固ニシ国力ノ充實ヲ期圖スル方針ノ下ニ國策ヲ樹立シ諸々其ノ效果ヲ擧ゲツ、在ル次第デアリマス。各位ハ其ノ所管セラレ、土木事業ニ付テ政府ノ方針ノ存スル所ニ鑑ミ整理緊縮ノ實ヲ舉グルコトニ留意サレムコトヲ望ムノデアリマス。

昭和六年度土木豫算ハ前述ノ趣旨ニ依リ出來得ル限り既定經費ヲ節約シタノデアリマス。固ヨリ經費ノ節約ハ施政者ノ常ニ心懸クベキコトデアリマシテ今更言テ俟タナイ所デアリマスガ、近時物價ハ低落シ改良計畫樹立ノ時代ト非常ナ相違ヲ見ルノデアリマス、從ツテ經費ヲ節約シタルモ從來ノ計畫ヲ執行スルニ何等差支ナイモノガ尠クナイト思フノデアリマス。各位ハ豫算編成ノ趣旨ニ鑑ミ最モ有效ニ經費ヲ節約シ以テ所期ノ進工ニ力メラレタイノデアリマス、近時經濟界ノ不況ニ基因致シマシテ多數ノ失業者ヲ見ルニ至リマシタカラ政府ハ之ニ救済スルノ必要ヲ認メ、政府自ラ國道ノ改良事業ヲ執行スルノ計畫ヲ樹テタノデアリマス。即チ昭和六年度ニ於テ千七百五十萬圓ヲ以テ國道中重要ナル區間ヲ改良シ之ガ事業ノ執行ニ依リテ失業者ヲ救済スルト共ニ近時發達致シマシタ自動車交通ノ容易ヲ圖ツテ道路交通ノ經濟價ヲ擧ゲムトスルノデアリマシテ是等ノ事業ハ總テ各位ヲシテ執行セシメムトスルノデアリマス。

此事業ヲ起興スルニ至ツタノハ失業者ヲシテ就勞セシムルコトヲ目的トスルノデアリマシテ、從來各位ガ執行セラル、土木事業ニ於ケル勞働者ノ使役ト其ノ趣ヲ異ニスルモノガアルト思フノデアリマス。從ツテ各種ノ紛議ヲ惹起シ易ク貨銀支拂方法等ニ關シ餘程ノ困難ヲ豫想スルノデアリマスガ、起興ノ動機ニ鑑ルトキハ是等ノ困難ハ寧ロ當然デアリマスカラ克ク地方官憲ト協力サレテ

勞働需給ヲ圓滿ニシ可成多數ノ失業者ヲ就勞セシメ失業救済ノ目的ヲ達スルニ萬遺憾ナキ時期セラレタイノデアリマス。

今回ノ如ク大規模ノ下ニ政府自ラ國道ヲ改良スルコトハ之ヲ以テ嚆矢トスル所デアリマス、各位ハ從來河川又ハ港灣工事ニ關スル多クノ經驗ヲ有セラルルモ河川港灣工事ノ執行ト道路工事ノ執行トハ兩者技術ノ應用モ自ラ異ナルモノアルベク細心ノ用意ヲ必要トスルコト、思フノデアリマス。又今回ノ工事ハ繼續事業ヲ無イノデアリマシテ必ズ一々年内ニ完了セシムル必要ガアルノデアリマス、之ガ執行ニ當リテハ地方廳ト充分協調ヲ遂ケ紛議ノ爲、工事遅延ヲ來スガ如キコトヲ避ケルト共ニ苟クモ土木工事竝ニ土木工事従事員ノ公正ヲ疑ハシムルガ如キ事件ノ發生スルコトナキ殊特ニ意ヲ用キラレタイノデアリマス。今回ノ國道改良工事が良ク其ノ成果ヲ收ムルト否トハ失業問題ニ對スル國策ノ當否ニ關スル重大問題デアアルバカリテナク一般土木行政ニ對スル國民ノ信頼ニ影響スル所ガ極メテ重大デアリマス、此點特ニ留意サレテ起興ノ趣旨ヲ没却セザル様格段ノ努力ヲ切望スル次第デアリマス。各位ハ此趣旨ヲ體シ克ク部下ヲ督勵サレテ事業ノ進捗ヲ計リ地方土木事業ニ對シ範テ垂レムコトヲ切望スルノデアリマス。其ノ他詳細ナ事項ハ當局ト打合セ遺憾ナキ時期セラレタイノデアリマス。

訓示後午餐を共にし引續き議事を進め、工事執行中に於ける道路管理權の一部は土木出張所長に於て執行されること

と爲るから之が執行方法に就て協議し、本事業執行の爲に必要な人事を議し散會した。

## ◎第二回全國都市問題會議に於ける諸問題

這般開かれた第二回全國都市問題會議に於て論議された諸問題中で我が路政に關係あるものが尠くない、是等は路政研究者の爲に參考と爲るものであるから左に採録する。

第一問題 都市ノ郊外地統制ニ關スルモノ

(イ) 法規ノ改廢設定ニ關スル事項

都市將來ニ於ケル公共施設計畫ニ供スル用地ノ保存確保方策ニ付考慮セラレタキ事

都市經營上將來ニ確保ヲ要スル道路、河川、運河、下水、公園、飛行場等ノ用地ノ保持ニ付將來ニ亘リ之ヲ確保スル爲メ適當ナル方策ヲ探ルニ非ザレバ悔テ後年ニ貽ス虞尠カラズ、仍テ是等ノ必要ニ應ズル爲新ニ適當ノ措置ヲ策講セラレムコトヲ希望ス。

都市公共施設用地ノ獲得ヲ圓滑ナラシムル爲メ地帯收用ニ依リ公共用地ト爲シタル殘地ハ從前ノ地至ニ優先負收權ヲ認メラレタキ事

地帯收用ニ依リ收用シタル土地ニ區劃整理ヲ施行シ整理前ノ土

地ノ一定割合ニ相當スル土地ヲ公共施設用地ニ供用シ、殘餘ノ整理濟地ヲ整理前ノ地主ニ收用費及區劃整理費ノ合算額ヲ超過セザル範圍ノ指定代價ヲ以テ買收シ得ルノ優先權ヲ認ムル途ヲ開カレン事ヲ希望ス。

街路修築、下水道ノ改良及河川運河ノ改修等市ノ内外ニ亘ルモノニシテ統一實施ノ要アルモノハ、當該市ヲ統轄スル行政廳ヲシテ事業執行ノ任ニ當ラシメ、且之ニ要スル經費ハ事業ニ因リ受クル利益ノ程度ニ應ジ各市町村ヲシテ分擔セツムルコト、セラレタキ事

現在ニ於テハ是等ノ場合事業執行者ハ或ハ市長タルコトアリ或ハ府縣知事又ハ郊外町村長タルコトアリ、而シテ各自ノ財政事情並獨自ノ便益ニ依リ、事業實施ノ順序ヲ定ムルガ故ニ同一河川ニシテ上流郊外ニ屬スル部分ノ改修ヲ見ルモ下流市街地部分ノ改修ヲ爲スコト能ハザルモノ、或ハ同一路線ニシテ市内又ハ郊外町村ノ何レカノ部分ハ修築成ルモ他ハ工事ニモ着手セザルガ如キコト往々露呈セラル、ノ事實ナリトス。斯ノ如キ現狀ヲ以テシテハ到底一體トシテノ都市的發展ヲ期シ難キヲ以テ是等ノ點ニ深甚ノ考慮ヲ拂ハレズノ如キ齟齬缺漏ヲ未然ニ防止シ得ル方策ニ付篤ト政究セラレムコトヲ切望ス。

地方鐵道並軌道ノ免許及工事施行認可、乗合自動車ノ營業許可ノ如キハ市ト郊外町村ヲ一團トシテ其ノ市又ハ市ト郊外町村ト

ノ協議會ノ如キモノニ諮問スルノ途ヲ拓カレタキ事

地方鐵道、軌道、乗合自動車ノ如キ重要交通機關ノ系統配置等ハ都市生活ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ之ガ免許並工事施行認可ニ當リテハ必ず先ヅ關係市町村ノ協議會ノ如キモノニ諮問スルノ途ヲ拓キ以テ能フ限リ市町村間ニ統制アル一體ノ交通系統ヲ樹立スル機會ヲ與フルト共ニ、特ニ道路ヲ利用スルモノニ付テハ當該道路ノ管理者並費用負擔團體トノ連絡ヲ緊密ニシ、其ノ乗合自動車ノ營業許可ノ如キモノニ在リテハ當該團體ニシテ公營ノ計畫アル場合ニ於テハ優先的ニ右費用負擔團體ニ特許セラル、様特別ノ施措ニ出テラレンコトヲ望ム。

河川、港灣ノ管理權ハ之ヲ市長ニ委讓セラレタキ事

都市ニ於ケル河川及港灣ハ原則トシテ府縣知事之ヲ管理スル制度ナルモ、道路管理權ト比較シ之ヲ區別スルノ根據ニ乏シ、仍テ之ガ管理權ヲ市長ニ委讓セラレムコトヲ望ム。

公有水面埋立ノ免許ニ際シテハ港灣計畫ヲ有スル市ノ意見ヲ徵セラレタキ事

港灣内ノ埋立ニ關シテハ公有水面埋立法第三條ノ規定ニ依リ專ニ地元市町村會ノ意見ノミヲ徵シ之ガ許可ヲ決セラル、か如キモ、斯クテハ港灣計畫ヲ有スル市ノ施設計畫ニ支障ヲ來ス虞尠カラザルヲ以テ、其ノ地域ガ市ノ區域ニ屬セザル場合ト雖モ關係都市ノ意見ヲ徵シ許可ヲ決セラルル様致シマシ。

必要ナル郊外町村ノ道路管理權ハ之ヲ市長ニ委讓セラレタキ事

都市生活ノ基調タルベキ施設ハ行政區劃ノ觀念ヲ離レ實質的都市化ノ町村ニ及ンテ之ガ運営ノ方策ヲ樹立講究セザルヲ得ズ、然ルニ道路ノ如キハ其ノ管理權行政區劃ヲ異ニスル毎二分立シ相對立セルヲ以テ、實質的都市區域ニ於テ管理ノ不統合ヲ生ズル禍害眞ニ測ルベカラザルモノアリ、仍テ郊外町村長ノ管掌セル道路管理權ハ一切之ヲ母市ノ管理者ニ委讓シ、修築維持ノ經費ハ關係町村ニ按分負擔セシムベキ制規ニ改メ、尙之ト同時ニ交通警察權ヲ當該市長ニ付與シ都市道管理ノ徹底的統制ヲ庶幾セラレタシ。

市町村組合ノ機構ヲ擴充シ郊外地統制ノ機能ヲ是等ノ組合ニ依リテ充分ニ活現シ得ラル、機關係法規ノ改正其ノ他ニ付攻究セラレタキ事

市町村組合ニ對スル現行機構ハ郊外地統制ノ目的ヲ以テ積極的ニ組合ノ設立ヲ強制シ若ハ組合ノ實效ヲ舉グル手段等ニ付周到ナラザル點尠カラズ、仍テ是等ノ點ニ充分配慮セラレ必要ニ應ジ組合ノ設置ヲ強制セラル、勿論、上下水道ノ如キ施設計畫ハ郊外町村ガ相當ニ發達セル場合ニ於テハ市ト郊外町村ハ同時ニ兩者ノ事業ヲ實施計劃セシムル様組合事務ノ内容ニ亘リ更ニ擴充強制ノ要否ヲ檢討セラレ、且組合制度ノ運用ヲシテ實效ヲ舉ゲシムル爲メ彼ノ水利組合法ニ認ムルガ如ク管理者ニ關シテ別段ノ規定（本

利組合法第三十三條第一項但書第四十八條第五十一條等)ヲ置キ、  
又ハ組合費負擔ノ準據ヲ法定スル等適切ナル方策ノ攻究樹立ヲ希  
望ス。

(ロ) 法規ノ運用其ノ他ニ關スル事項

都市計畫事業ノ實施ニ伴ヒ超過收用シ得ベキ土地其ノ他ノ物件  
ハ局部の一區劃若ハ一地带ノ場合ト雖モ機宜ニ應ジ之ガ收用ヲ  
便宜許容セラレタキ事

都市計畫法第十六條第二項ニ依ル超過收用等ノ場合ニ於テ從來  
ヨリ路線の二一團ヲ爲セル地带ノ收用ハ之ヲ是認サレツ、アル  
モ、事業主體ノ財政關係ニ依リ時ニ實行不可能ノ場合妙カラザル  
ヲ以テ局部的の二一區劃ヲ爲セル地带ト雖モ亦機宜ニ應ジ收用シ得  
ル等斯法運用上妥當ナル便法ヲ策講セラレンコトヲ望ム。

第二問題 街路交通ノ統制ニ關スルモノ

(イ) 法規ノ改正ニ關スル事項

街路構造令ニ改正ヲ加ヘテ之ヲ一層強力性ニ富ムモノタラシメ  
ラレタキ事

街路ノ構造ハ其ノ地理的條件ニ依リ又ハ都市活動ノ狀態ニ依  
リ、各都市、各街路ニ付キ夫々計畫決定セラル、コト妥當ナリ。  
依テ現行法ニ適當ナル改正ヲ加ヘテ、更ニ一層ノ強力性ヲ有セシ  
メ、少クトモ大都市ト中小都市トノ間ニハ其ノ執行基準ヲ異ニシ

得ルモノタラシメラレタキ、且又街路照明等ニ就テモ燈ノ光度、  
高さ、間隔等ニ關シ各其ノ準則ヲ示サレンコトヲ希望ス。

(ロ) 街路ノ施設ニ關スル事項

車馬交通頻繁ナル地點ニハ歩行者ノ安全ヲ期スル爲メ車道横斷  
ノ地下歩道ヲ設ケラレタキ事

街路交叉點ニ於ケル歩車道境界線ハ半徑六米以上ノ圓弧ヲ以テ  
形成スベキ事

歩車道ノ區別アル街路ノ交叉點ニ於テ左折セントスル踏車殊ニ  
自動車ガ他車線ヲ侵害スルコトニ因リテ生ズル交通滯滞ヲ減ズル  
爲メニハ、少クトモ半徑六米ノ規定ヲ必要トスベシ。

第三問題 受益者負擔制度ニ關スルモノ

(イ) 法規ノ改正若ハ設定ニ關スル事項

現行法ニ依ル受益者負擔金徵收事業概目ヲ擴張セラレタキ事  
負擔金徵收事業概目ハ、現ニ道路、下水、運河、河川、地下鐵  
道等數種ノ事業ニ限局セラル、モ、既ニ都市計畫法ノ關係ニ於  
テ、廣汎ナル範圍ニ適用シ得ベキノ途開カレタル以上、貧弱ナル  
財源ヲ擁シテ、山積シツ、アル事業ノ遂行ニ直面シツ、アル都市  
ノ現狀ニ徴シ、宜シク受益者負擔金徵收事業ノ概目ヲ現行法ノ運  
用ノ範圍内ニ於テ益々擴張スルノ必要アリ。例ヘバ、橋梁ノ架設、  
公園ノ設置、電氣軌道、鐵道ノ敷設、學校、市場、運動場及港灣

ノ設備等ニ關シテハ、之ガ施設ニ因ル受益者ニ、該制度ヲ擴充スベキ理由顯著ナルノミナラズ、其餘地亦極メテ大ナルガ故ニ須ヲ其ノ概目ノ擴張ヲ圖ルベシ。

### ◎宮城縣下阿武隈川架橋起工式

六號國道は宮城縣下岩沼町地先に在る阿武隈川の藤波灣に只一箇所の橋梁がないために、未だに東京から東北の中心都市仙臺へ自動車を通すると云ふ、本路線本來の重要使命を果すことが出来ないでゐる。

この架橋問題は實に宮城縣多年の一大懸案であつた、一昨四年に至つて漸く工費六十萬圓の設計が出来、内務省から國庫補助の指令を受けたが、偶々地方財政緊縮の災厄に突當つて工事に着手することが出来ず、折角指令を受けた國庫補助も之を受取ることが出来ないで時の土木課長川越篤君は甚だ面目を失したこともある。當初の計畫は工費六十萬圓四ヶ年繼續事業であつたが、その實行の出来ないのを遺憾とした知事湯澤三千男閣下は、物價の低落を見越して工費を四十五萬圓に、工期を五、六二ヶ年度に低減短縮

して昨秋の縣會に計畫變更を提案した。

當時縣會の分野は之に反對するであらうと思はれた政派の方が一名多かつた、此の一名多い方の政派に屬してゐた地元岩沼町出身のある議員は、時の形勢を察知し自ら退いて夫人携帶某溫泉に避難靜養して居つた。處がある方面からは縣當局が政策遂行のために、縣會議員一名を拘束したとか、讒詰にしたとか云ふて知事告發問題まで起して世間を騒がしたこともあつた、又地元岩沼町が、物云はぬま

(岩沼)に槻木の土手(岩沼の隣村)の古歌に倣つて沈黙して居るのは、所謂地元熱意がないのであるとの一部の非難に刺撃せられて急に、阿武隈川架橋期成同盟會を組織して猛運動を開始し遂に縣會も無事通過して、いよいよ本年三月から飛鳥組の請負に寄つて工事に着手することとなり、同月十三日岩沼町藤波阿武隈川堤上に於て起工式を舉行した。宮城縣々會議員一同並近接町村長其の他來賓數百名參列の下に、湯澤知事の式辭、内務大臣祝辭(松村書記官代讀)佐々木宮城縣會議長、岩沼町長、逢隈村長等の祝

辭があつて當地稀なる盛會を極め町内各戸は國旗を掲揚して祝意を表した。多年の懸案が茲に芽出度解決を告げたのは古來由緒深き、竹駒神社の加護に寄ることを多とし式後參列者一同は連れ立て同社に參拜した。

當日の宮城縣知事の式辭、内務大臣、宮城縣會議長の祝辭竝阿武隈橋工事概要は左の通りである。

### 式 辭

茲ニ地方多年ノ懸案ニ係ル阿武隈川藤波架橋ノ計畫全ク成リ本日ナトシ起工式ヲ舉行スルニ至リタルハ予ノ最モ欣快トスル所ナリ

惟フニ阿武隈川藤波ノ地點タルヤ管内交通上最モ樞要ナル位置ヲ占ムルハ固ヨリ本州東海岸ヲ縱走スル國道ノ要所ニ位スルニ拘ラズ未ダ架橋ノ計畫ヲ見ルニ到ラザリシハ本州國道中唯一ノ例ニ屬シ本縣交通上ノ一大缺陷トシテ夙ニ識者ノ遺憾トスル所ナリキ予モ亦一昨年縣議諸公ト共ニ初メテ此ノ實況ヲ見ルニ及ンテ其ノ實現ノ速カナラムコトヲ痛感セリ然ルニ爾來關係地方民ノ要望ハ日ニ月ニ熱烈ノ度ヲ加ヘ時代ノ趨勢亦本架橋ヲシテ一日モ忽諾ニ附スベカラサルノ機運ヲ醸成セリ而シテ一度之カ實施計畫ノ議起ルヤ關係地方有志ハ現下ノ不況ヲモ願ミス克ク

犧牲公共ノ精神ヲ發揮シテ巨額ノ捐金ヲ寄セ政府亦其ノ重要ナルヲ認メテ多額ノ補助金ヲ交附セラルルコトナリ茲ニ多年ノ懸案トナリ幾多ノ經緯ヲ重ネシ架橋問題ノ全ク解決ヲ見ルニ至レルハ關係地方ハ勿論邦家ノ爲洵ニ慶加ニ堪ヘサル所ナリ本橋竣成ノ曉ハ將ニ東北隨一ノ最新式大橋梁トシテ交通界ノ權威タルヘク以テ東北地方ノ行政産業及國防等ニ貢獻スル所多大ナルハ期シテ俟ツヘキモノアリト信ス予ハ爰ニ各位ト共ニ本橋竣成ノ日ノ速ナラムコトヲ希ヒ一層關係當局者ノ努力ト地方有志ノ援助トヲ切望ス一言以テ式辭トス

昭和六年三月十三日 宮城縣知事 湯 澤 三 千 男

### 祝 辭

阿武隈橋架設準備成リ茲ニ本日ヲ以テ起工式ヲ舉ケラル由來六號國道ハ水戸市ヲ經テ海岸線ニ沿ヒ帝都ト東北地方トヲ連絡スル所謂陸前濱街道ニ當リ交通上極メテ重要ノ地位ヲ占ムルニ不拘之ヲ横過スル阿武隈川ニハ從來橋梁ノ架設ヲ缺キ纔ニ渡船ニ依テ交通ニ便セルニ過キス之カ架橋ハ獨リ該地方ノミニ止マラス夙ニ一般ノ多年翹望セシ所ナリキ幸ニ當局ノ苦心ト政府ノ助勢トニ依リ茲ニ其ノ工ヲ起スニ至ル眞ニ慶祝ニ勝ヘサルナリ

念フニ本工事完成ノ曉ハ先ニ竣功シタル大根橋ト相俟テ關東

東北地方交通ノ面目チ一新シ地方産業ノ發達ニ寄與スルコト甚  
ダ大ナルモノアルハ勿論國防軍事上亦極メテ重要ナル使命ヲ齎  
スニ至ルヘシ冀クハ官民協力相準キテ工事ノ完成ニ努メラレン  
コトチ一言ヲ述ベテ祝辭トス

昭和六年三月十三日 内務大臣 安 達 謙 藏

祝 辭

茲ニ本日國道六號線阿武隈川藤波架橋起工ノ盛式ヲ舉行セラル  
洵ニ慶祝ニ堪ヘサル所ナリ

惟フニ交通ノ便否ハ文化ノ向上産業ノ開發ニ至大ノ關係ヲ有ス  
故ニ道路ヲ開キ橋梁ヲ架設スルハ即チ乾運速進ノ一礎タラスム  
ハアラス本縣ニ於ケル交通機關ハ年ト共ニ改善セラレ縣利民福  
ニ裨補スル所甚タ大ナルモノアルニ至リタルハ寔ニ喜ブヘシト  
雖獨リ縣内ヲ縱貫スル重要國道ナル本藤波ニ在リテハ古來南北  
連絡ノ機關唯之ヲ渡船ニ俟ツノミニシテ爲ニ産業經濟ノ發達ヲ  
阻碍シタルモノ頗ル大ナルヲ遺憾トセサルヲ得ズ本橋架設ノ緊  
要ナル素ヨリ縣民ノ齊シク認ムル所ニシテ殊ニ關係地方民ノ翹  
望煥マサリシ所ナルモ其ノ位置本邦著大河南ニ屬スル阿武隈ノ  
下流ニシテ河身廣大水葦常ニ充滿シ而モ流速亦緩ナラス  
從テ其ノ實現ヲ期セムニハ巨財ヲ要スルコト勿論ニシテ多年ノ  
懸案タリシ所以ノモノ實ニ其ノ財源ヲ得ルニ在リシナリ縣當局  
夙ニ鑑ミル所アリ財界未曾有ノ不況時ニ遭遇シタルニ拘ラス施

措畫策宜シキヲ得茲ニ其ノ資ヲ撙出シ加フルニ國格及ヒ地元町  
村ニ於ケル特別ノ出損ヲ以テセムトセラレタリ其ノ能ク今日ア  
ルヲ致セル素ヨリ縣當局ノ熱誠ニヨルト雖亦關係地方民ノ繼續  
倦ムナキ獻身の努力ノ賜ニ外ナラス官民一致能ク此難事ノ達成  
ニ努メラレタル眞ニ感激ニ耐ヘサルモノアリ而モ其ノ結構ニ至  
リテハ東北第一ノ最新式ニシテ著大橋梁中優秀ナルモノナリト  
聞ク多年ノ懸案ハ今ヤ期年ナラスシテ實現セラレムトス豈慶セ  
サルヘケムヤ然リト雖其ノ成否ハ尙一ニ今後ノ努力ニ俟ツ況ヤ  
其ノ遂行ニ當リテハ幾多ノ困難ヲ伴フヘキヲ豫想セラルルニ於  
テチヤ希クハ當局ノ精勵ト關係地方有志各位ノ熱烈ナル後援ト  
ニ依リ順調ナル竣成ヲ見ムコトヲ予爾々縣政ニ參與スルノ故チ  
以テ亦賓席ニ陪スルノ光榮ヲ分タレ衷心欣快ニ禁ヘス爰ニ聊カ  
撫辭ヲ述ヘテ滿腹ノ祝意ヲ表ス

昭和六年三月十三日 宮城縣會議長 佐々木家壽治

阿武隈橋工事概要

一架 橋 地 點

名取郡岩沼町互理郡逢隈村入會  
國道六號線筋

一下 部 構 造

イ 橋 臺 工 式 基 杭打基礎扶壁式丁型鐵筋  
混凝土

一 上部構造

口 橋脚工拾基 井筒基礎重力型中空式鐵筋混凝土

六基 杭打基礎重力型中空式鐵筋混凝土

下路式ワレントラス及上路式

イ 橋種 プレートガーダー

ロ 全橋長 五七一・一〇米突

ハ 有効幅員 六・〇〇米突

ニ 連數及一經間長

ワレントラス 七連 五五・〇米突

プレートガーダー 一〇連 一八・〇米突

ホ 上部構造主橋體用鋼材料總噸數

ワレントラス 八五六、四八五

プレートガーダー 一八一、七三〇

計 一、〇三八、二一五噸

一 橋面構造 混凝土床版 アスファルトプロック鋪裝

一 高欄材料瓦斯管花崗石

一 東京灣中等潮位ヲ基準トセル洪水位八、〇四三米ヨリ主橋體下端マデノ高サ

イ 橋臺箇所ニ於テ 一・五〇米突

ロ 全經間中央ニ於テ 二・〇八九米突

一 橋梁前後取合道路長 三五〇・〇米突 幅七・五〇米突

一 工事着手 昭和六年三月

一 工事竣功 昭和七年三月三十一日(豫定)

◎幹事會開催

三月六日道路改良會昭和六年度事業選定の爲め日本俱樂部で幹事會を開き新事業として學術講演會を福岡地方に通俗講演會を札幌地方に開くこと、道路圖の調製道路現狀調査等の事業を選定、當日内務省道路課長室に幹事會を開いて四國の高松丸龜、徳島、高松、宇和島、松山、今治等の諸市に講演會を開催することを追加選定した。